





の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給される退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、その者の当該施行日後の土木研究等所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の土木研究等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

(労働組合についての経過措置)  
**第六条** この法律の施行の際現に

行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）。次条において「特労法」という。（第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第一条の規定により施行日後の土木研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

前項の規定により法人である労働組合となつた場合における、

1

4 は、政令で定める。  
北海道開発土木研究所等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百二号。以下この条において「通則法」という。）第三十八条の規定によりて財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあっては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあっては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ行うものとする。

1

分は、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあっては独立行政法人士木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあっては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人北海道開発土木研究所法（平成十一年法律第二百十一号）。次条第一項において「旧北海道開発土木研究所法」という。）第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは、「独立行政法人士木研究所の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における積立金の処理」

1

1

1

**第五条** 施行日前に施行日前の土木研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十五号)附則第二条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所を退職した者については、国立研究開発法人土木研究所の、独立行政法人建築研究所を退職した者については、国立研究開発法人建築研究所の、独立行政法人交通安全環境研究所を退職した者については、独立行政法人自動車技術総合機構の、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所及び独立行政法人電子航法研究所を退職した者については、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校及び独立行政法人海訓練所を退職した者については、独立行政法人

10

**第八条** 北海道開発土木研究所等は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において、独立行政法

2

北海道開発土木研究所等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三

1

海技教育機構法（平成十一年法律第二百四  
号）第十一條」とする。

人北海道開発土木研究所に係るものにあつては、独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては、独立行政法人海技

十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものであつては独立行政法人土木研究所

